

新型コロナウイルス感染症海外短信 — ドイツⅡ

2021年3月7日

加久間 景子*

I. 最近の状況

商業関係者や市民は生存権を盾に緩和措置を望む。他方、政府は感染拡大を抑えようとして厳格な措置を望む。このせめぎあいが続いている。ロックダウン実行の目安は、「1週間平均、人口10万人当たり50人超」としてきた。50人以上になると感染者の経路が追えなくなるためである。メルケル首相は、2月以降、最近の変異ウイルスの蔓延のことを考慮して50人基準を35人基準に改訂すべきと言いつけてきた。しかし、商工業者、及び市民等からの消極論もあり、今回の3月10日からの決定では再度50人となり、メルケルの考え方は通らなかったとも言える。

3月3日、メルケル首相と各州首相による協議が行われ、市民の協力により感染者数は減少したものの新型コロナウイルスの変異株による感染割合が増加しており再び新規感染者が増加する傾向にあるとして一部を除き現行の制限措置を3月28日まで延長するとともに今後感染状況が安定した場合の方針が発表された。この会見で、メルケル首相は次のように昨年と現在の状態の違いを説明し、今回の決定に至った経緯を次のように述べている。

- (1) ワクチンが接種可能になったため、その早急な接種に努める。
- (2) Schnell Test (簡易・早急な検査) の実行。これはオーストリアで既に実行していたが、薬局、スーパーマーケットで発売し、1週間に1回無料で提供。今迄ドイツではその依存性をおそれ、必要なところ以外避けていた。この結果は1日間(乃至その時)しか有効ではないが、個人で検査ができ、本人の判断で感染対策ができ、広がりや早期に止められる。
- (3) 感染者経路の把握強化

3月8日以降の措置についての、ドイツ連邦政府プレスリリースのポイントは以下のとおり。

1. 制限措置の延長

今回の決定により緩和が定められない限り、連邦と州による現行の制限措置は引き続き2021年3月28日まで延長される。

2. 私的な集まりに関する緩和措置

- (1) 3月8日以降、友人、親戚及び知り合いとの私的な集まりは、自らの世帯及び別の一世帯に属する者による合計で最大5人までに制限される(14歳以下の子供はこの制限人数には含まれない)。カップルは一世帯とする。
- (2) 過去7日間の10万人あたり新規感染者数が35人以下の地域では、私的な集まりは自らの世帯と自らの世帯と別の世帯に属する者による最大10人まで可能となる(14歳以下の子供はこの制限人数には含まれない)。
- (3) 過去7日間の人口10万人あたり新規感染者数が3日連続で100人を超えた場合、その翌々営業日以降、3月7日まで有効であった規則が再び有効となる(非常ブレーキ)。

3. 商業施設等に関する段階的緩和措置

学校及び理髪店を対象とする第一段階の緩和措置に続き、以下の通り段階的に緩和措置が実施される(具体的な措置は州令の改正内容で示される)。なお、飲食、文化、催し物、旅行及びホテル業界における緩和については、現在進行中の検査戦略、ワクチン接種、変異株を含む

* 在ドイツ音楽家。なお、本稿は、加久間景子氏からの情報提供を本財団理事長光多長温がまとめたものである。

コロナ感染状況等を総合的に勘案し、2021年3月22日に改めて協議される。

(1) 第二段階 (3月8日より)

(i) 書店、生花店及び園芸店は、適切な衛生計画の下、売り場面積 800 m²以下の場合 10 m²につき 1 名、売り場面積 800 m²を超える分については、20 m²につき 1 名に顧客を限定した上で営業を再開できる。

(ii) さらに、適切な衛生計画の下でこれまで認められていなかった美容や髭剃り等、長時間マスクを着用できないような身体の接触を伴うサービス、教習所及び航空学校も同様に再開可能とする。サービスを受けるには、顧客が同日に迅速検査を行うこと、及び従業員のための検査計画が前提となる。

(iii) 加えて、再開した全ての小売店分野は、厳格な入場管理措置と衛生計画の徹底的な実施によって、売り場面積制限の遵守及び衛生措置を確保する。

(2) 第三段階 (3月8日より)

(i) 過去 7 日間の人口 10 万人あたり新規感染者数が、安定して 50 人以下に留まっている場合

- 売り場面積 800 m²以下の場合 10 m²につき 1 名、売り場面積 800 m²超の分については、20 m²につき 1 名に顧客を限定した上での小売店の再開を可能とする。
- 博物館、美術館、動物園、植物園、歴史記念館の再開も同。
- 屋外及び屋外スポーツ施設における小グループでの接触を伴わないスポーツ (最大 10 名) も同。

過去 7 日間の人口 10 万人あたり新規感染者数が 3 日連続で 50 人を超えた場合、その翌々営業日以降、以下 (ii) が適用される。

(ii) 過去 7 日間の人口 10 万人あたりの新規感染者数が 100 人以下で、その数値が安定しているか、又は減少している場合

- いわゆるアポイントメント・ショッピング (クリック・アンド・ミート) の提供のための小売店の再開が可能となる。その際、接触者追跡のための書類を伴う事前予約を行った顧客は、売り場面積 40 m²につき 1 名、特定の時間帯に入店が許可される。
- 接触者追跡のための書類を伴う事前予約を行った訪問客に対し、博物館、美術館、動植物園及び歴史記念館の再開を可能とする。
- 屋外及び屋外のスポーツ施設における最大 2 世帯からなる最大 5 人までの個人スポーツ及び 14 歳以下の子供 20 名までのグループスポーツも同。

(iii) 州を超えたサービスの利用を可能な限り避けるため、感染者の多い隣接地域と共同で予防措置を講じる必要がある。

- 過去 7 日間の人口 10 万人あたり新規感染者数が 3 日連続で 100 人を超えた場合、その翌々営業日以降、3 月 7 日まで適用されていた規則が再び有効となる (非常ブレーキ)。

(3) 第四段階

(i) 第三段階が導入された各州又は地域において、過去 7 日間における人口 10 万人あたり新規感染者数が 14 日間にわたって安定して 50 人以下に留まっている場合

- 屋外飲食店の再開を可能とする。
- 劇場、コンサートホール、オペラハウス及び映画館の再開も同。
- 屋内での接触を伴わないスポーツ及び屋外での接触を伴うスポーツも同。

過去 7 日間の人口 10 万人あたりの新規感染者数が 3 日連続で 50 人を超えた場合、その翌々営業日以降、以下 (ii) が適用される。

(ii)過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が、第三段階の開始から14日間にわたって安定して100人以下、又は減少している場合

- 接触者追跡のための書類を伴う事前予約を行った顧客のための屋外飲食店の再開を可能とする。複数世帯が一つのテーブルにつく場合には、同日に迅速検査を行う必要がある。
- 同日に迅速検査を行った訪問者に対し、劇場、コンサートホール、オペラハウス及び映画館の再開を可能とする。
- 参加者全員が同日に迅速検査を行ったことを条件として、屋内での接触を伴わないスポーツ及び屋外での接触を伴うスポーツを再開することを可能とする。

過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が3日連続で100を超えた場合、その翌々営業日以降、3月7日まで有効であった規則が再び有効となる（非常ブレーキ）。

(4) 第五段階

第四段階が導入された各州又は地域において、過去7日間における人口10万人あたりの新規感染者数が14日間にわたって悪化しなかった場合。

(i)過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が、第四段階の開始から14日間にわたって安定して50人以下に留まっている場合

- 屋外における50名までの余暇イベント
- 屋内での接触を伴うスポーツ

過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が3日連続で50を超えた場合、その翌々営業日以降、以下(ii)が適用される。

(ii)過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が、第四段階の開始から14日間にわたって安定して100以下、又は減少している場合

- 売り場面積が800㎡以下の場合には10㎡につき1名、売り場面積が800㎡を超える分については、20㎡につき1名に顧客を限定した上での小売店の再開を可能とする。
- 屋内での接触を伴わないスポーツ及び屋外での接触を伴うスポーツ（検査の必要なし）を可能とする。

過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が3日連続で100人を超えた場合、その翌々営業日後以降、3月7日まで有効であった規則が再び有効となる（非常ブレーキ）。

4. ワクチン接種

3月第2週から、各州により地域毎に選定された医療機関にワクチン接種を委託し、さらに3月末又は4月初めからは、診療所（家庭医や専門医）においてもワクチン接種を行う。現在規定されている優先順位は、診療所でのワクチン接種にも適用されるが、実際の優先順位の決定は、現場の医師の判断による。

5. 迅速な検査

4月初めまでに、以下の措置が段階的に実行される。

(i)安全な学校運営と保育のため、各州は学校及び保育所の職員並びに全生徒が対面授業を実施する一週間につき最低1回の無料の迅速検査を受けられるようにする。

(ii)包括的な感染予防のため、在独の企業は出勤している従業員について一週間につき最低1回の無料の迅速検査を提供することが必要である。連邦政府は、これについて経済界と協議を行う。

(iii)無症状の国民は、一週間につき最低一回の迅速検査（検査結果の証明を含む）を受けることが可能となる。3月8日以降、費用は連邦が負担する。

6. ホームオフィス

職場及び通勤中の感染に関わる接触をさらに減らせる必要があるため、コロナ労働者保護政令は2021年4月30日まで延長され、雇用者はその業務が許す限りにおいて従業員がホームオフィスで働くことを可能としなければならない。ホームオフィスが不可能で二人以上が同じ部屋に滞在する場合は医療用マスクを着用しなければならない。

7. 国内外の旅行の制限

全ての市民に対し、国内外における不急不要な旅行を控えるよう引き続き呼びかける。また、国外のリスク地域からの入国に際しては、デジタル入国登録（DEA）義務及び入国後10日間の隔離義務が生じることを強調する。

隔離義務の早期終了は、入国後早くとも5日目に実施した検査が陰性の場合にのみ可能である。この隔離義務の早期終了措置は、3月8日より変異株蔓延地域からの帰国には適用されず、14日間の隔離を遵守しなければならない。

さらに、変異株蔓延地域からの帰還に際しては、輸送手段が制限され得ることを考慮しなければならない。

前述のように、商工業者及び市民と政府とのせめぎ合いとなっている。変異ウイルスがこれを複雑にしている。14日間単位で、Check & Back or Goの考え方である。

II. 違反者への罰

違反に対しては、7ページにわたる詳細な措置が定められている。全て罰金で措置される。警察のパトロールも普段より多く行われ、場合によっては市民から警察への通報もある模様である。昨年、日本人3家族10人が庭でバイキングをし、私的な集まりが1家族しか許されていない時だったため、一人当たり300EURの罰金となった。

違反者への罰金例は次の通り。わが国では考えられないほどかなり厳しい。

- (1) 外で相手との距離を1.5mから2m保つことの異変への罰金
⇒50EURから250EUR。平均で70EUR

- (2) 医療用、あるいはFFP2(KN95)マスク着用義務への違反の罰金
⇒100EURから250EUR。平均100EUR
- (3) 規定以上の集まりへの違反の罰金
⇒100EURから500EUR。平均150EUR
(一人当たり)
- (4) 屋外でのアルコール飲料の禁止への違反の罰金
⇒100EURから500EUR。平均200EUR

III. ワクチン比較

(WZ (Westdeutsche Zeitung) 及び厚生省の資料よりまとめ)

1. BioNTech/Pfizer

- ドイツ&アメリカのワクチン BNT162b2
- 2020年12月EUが始めて承認。
- 製造側からは95%の効果確認。なお、イスラエルで、接種後の高い感染防止度が認められている。
- 高齢者にも有効性がありイギリス変異性ウイルスにも効果あり。
- 南アフリカ変異性ウイルスには3分の2の対応性が確認されている。
- 3週間から6週間迄の期間に2度目を接種する必要がある。
- -90°Cから-60°Cで保存（現在改良される途上にある）
- 5日間の期限内では、2°Cから8°Cで保存可能
- 価格は現在12EUR/1カプセル

2. AstraZeneca AZD1222

- イギリス&スウェーデンのワクチン
- イギリスでは2020年12月に承認、接種開始。EUも1月29日承認。
- 製造側では70%の効果を確認としているが、接種開始以降のイギリス&スコットランドの研究によると検査結果でBioNTechと同等の有効性が確認された。研究途上で接種を始めたためか65歳以上の高齢者に求められる効果数値が製造側で出ていな

かったが、現在ドイツを含め効果を認める方向にある。

- 保存温度は、2°Cから8°C
- 9週間から12週間迄の期間に2度目の接種を行う必要あり。
- 南アフリカ変異性ウィルスには有効性に問題あり。
- 価格は不明であるが、Biontech/Pfizer よりかなり安いと推測される。

3. Moderna mRNA-1273

- アメリカのワクチン
- EUは2021年1月6日承認
- 有効性：94%
- 保存温度：-25°Cから-15°C
- 2°Cから8°Cで30日を限度として保存可能
- 4週間から6週間迄の間に2度目を接種する必要あり。
- 価格は14.70EUR/1カプセル。
- 変異ウィルスに対してBioNTechと同じ効果がある。EUからも注文契約が完了。

4. Sputnik V (ソ連) 及び Sinovac Biotech (中国)

- この二つは現在でもEMA (European Medicines Agency: ヨーロッパの薬品を取り締まる組織)が承認しておらず注文もEUからは出ていない。
- 例外はEUからのワクチン調達が遅れているポーランドでSputnik Vを承認、接種が既に行われている。中国への注文も最近始まっている。セルビアも既にかんりのワクチンを入れている。これがヨーロッパの中で接種量が多いことに繋がっていると言われるが、この2国とも感染者及び死亡者がかなり多く出ていることから、EUからだけでなく他にも頼る道も取ったのかも知れない。
- 効果率は、Sputnik V: 90%、Sinovac Biotech: 78%と言われている。現在ソ連のワクチンSputnik Vの効果はEMAで調査

中。

5. Johnson&Johnson

- アメリカのワクチン
- アメリカで先日35,000人の治験を待たずに許可(Notfall: 緊急接種承認)。EMAは既に承認済み。
- 製造者側では効果率66%、重症者への効果率85%。
- AstraZenecaと同様に冷蔵庫で保存可能。
- EUから200億カプセルの発注がなされている。

6. Curevac

- ドイツTübingenで完成間近で既にEMAで承認。
- 発注の方向にあるがまだ解決しなければならぬ課題が残っていると言われる。

7. Novavax/Valneva

- EUの開発途上のワクチン。
- 現在第三研究段階にあり、効果率90%が期待されている。

(以上)